

質問第三十七号

非營業所得税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

小川 友三

参議院議長 松平 恒雄 殿

昭和廿三年三月十六日

非營業所得税に關する質問主意書

一、税務署と警察署の対立で良民は苦しむ、恐るべき例が枚挙に、いとまがない、一例が某新聞三月五日に出てゐる。(朝日新聞)料理店が正直に休業して、拾五万円也の所得税をかけられており、止むなく開業に轉じたとあるが、非營業者に税法何條により課税するのか政府の処見を問う。

二、非營業者たる料理店に課税するは政府は裏口營業をせよと教える意味かどうか、この課税も政府のやり方にて御処見を問う、許してあると見てよいかの點に重點的答弁を乞う。

公安を亂すは政府の課税方針が重大なる主因をなすので非營業者所得税は國會を何日通過せるものなりや処見を問う。

三、法律以外の手段を取る税務署は國法外に存在するか処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。